

2026年1月13日

一般社団法人 日本養鶏協会

日鶏協速報

高病原性鳥インフルエンザ関連 No. 25

速報 三重県津市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。（今シーズン国内 16 例目）

改めて、防疫措置及び蔓延防止措置の実施の徹底をお願いします。

1 三重県津市における発生状況

1) 農場の概要

所在地: 三重県津市

飼養状況: 約2.5万羽(採卵鶏)

2) 経緯

- (1) 令和8年1月12日(月曜日)、三重県は、津市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 1月13日(火曜日)、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

2 国等の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務と三重県との面会等により、香川県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

日鶏協 速報

7. 三重県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ

- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策	野生動物の侵入防止、誘引防止
・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。 ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。 ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。 ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。	・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。 ・特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止 ・ねずみ及び害虫の駆除 ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。 ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。
特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を怠りに
に行い、異状を認めた場合は速やかに
管轄の家畜保健衛生所に届け出。

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など
第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

MAFF 農林水産省

TEL

家畜保健衛生所

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）
TEL : 03-3297-5516 FAX : 03-3297-5519 E-mail : info@jpa.or.jp
担当：石井、阪本、高木、入江